

令和 6 年度
福島地方最低賃金審議会
第 3 回自動車小売業専門部会
議 事 録

日 時：令和 6 年 10 月 31 日(木)
14:00～15:10
場 所：福島第二地方合同庁舎 1 階会議室
出席者：(公)長谷川、森谷、元井
(労)逢坂、志賀、鈴木(克)
(使)大内、川瀬

1 開 会

(部会長) 定刻になりましたので、これより第 3 回自動車小売業最低賃金専門部会を開会します。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局は定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、使用者側の宗形委員が欠席されておりますが、委員の 3 分の 2 以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

2 議 事

(部会長) これより議事に入ります。

(1) 金額審議について

(部会長) それでは金額の審議に入りたいと思いますが、前回、10月1日に開催した第2回専門部会の金額審議において、労使とも2回金額提示を行いました。金額の一致には至らず、労働者側71円引き上げて1,031円、使用者側59円引き上げて1,019円で、労使の提示額には12円の隔たりがあります。

委員の皆様には、本日、全会一致で結審し、早期に発効できますよう、特段の御協力をお願いします。

前回の専門部会終了後に労使とも提示額について協議していただいていることと思います。労働者側より金額審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(大内委員) 労使協議から始めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(部会長) 大内委員から、労使協議をしたいとの提案がありましたが、労働者側は、どういたしますか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、これから労使協議を行っていただきますが、時間はどのくらいにしましょうか。

(大内委員) 1時間かからないと思いますが、一応1時間ということをお願いします。

(部会長) わかりました。では、3時を目途に戻ってきていただければと思います。一旦、休会といたします。

【労働者側委員・使用者側委員退室】

【労使協議】

【労働者側委員・使用者側委員入室】

(部会長) 労使協議をいただきまして、ありがとうございました。その協議の結果につきまして、御報告いただきたいと思います。

まずは労働者側からお願いします。

(鈴木(克)委員) 使側から、他の地域とのバランス等あって、金額を提示いただいて、1,020円ということで提示いただいて、私どももその金額であれば納得ということで、全会一致で決めさせていただきました。

今後のこともあります。引き続き来年度以降の特定最低賃金の審議入りが出来て、継続的に話し合いが出来ればと付け加えさせていただきました。

(部会長) ありがとうございます。

では、使用者側からも御報告をお願いします。

(大内委員) 前回まではかなりの金額の隔たりがありました。地域や他の業種とのバランス、来年度以降のバランスを考えまして、その辺は労働者側の皆さんに御説明させていただいて、御理解いただいて、金額を1,020円ということで決めさせていただきましたが、労働者の皆さんには御納得いただいたことに感謝申し上げます。鈴木委員がおっしゃったように、来年度以降も自動車小売業としての最低賃金の必要性を、なるべく私の方も主張させていただければと思います。以上です。

(部会長) ありがとうございます。

使用者側の提示額が1,019円で、労働者側が1,031円でしたので、確かに、第2回目の時に使用者側が非常に高い提示額を最初から出してくださっていたことを思い出して、納得のいく額だと思いましたが、来年度以降もあるということです。双方納得しての結論だと感じました。労使協議をしていただいて良かったと思います。

(部会長) 各委員の皆様の御努力によりまして、金額の一致が得られました。ありがとうございます。それでは、本専門部会の結論について確認します。

福島県自動車小売業最低賃金を、次のように改正する。時間額 1,020 円、引上げ額 60 円とする。とすることよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 以上の金額をもって全会一致となりましたので、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、本専門部会の決議をもって審議会の決議とします。

事務局は、専門部会長から審議会会長へ提出する報告書の作成をお願いします。作成完了までの間、休憩とします。

(休 憩)

(部会長) それでは再開します。

専門部会長から審議会会長へ提出する報告書を確認します。

【報告書原本を部会長に手交】

【報告書の写しを各委員へ配付】

(部会長) 報告書の読み上げをお願いします。

(室長) 【報告書の読み上げ】

(部会長) 以上の内容でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) ただいまの報告書に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合は、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることから、専門部会長から労働基準部長へ答申文を手交することで、審議会会長から福島労働局長への答申とします。

事務局は準備をお願いします。

【部会長から基準部長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(部会長) それでは、答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【答申文の読み上げ】

(部会長) 次に、綿貫労働基準部長よりご挨拶をお願いします。

(基準部長) 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
す。

その上で、労使の金額提示をしていただき、真摯な労使協議をしていただき、時間額 1,020 円ということで決めていただきましたこと、誠に感謝申し上げます。また、公益委員の先生の皆様も、お忙しい中進めていただいたこと、全会一致になり本当に良かったと思っております。本当にありがとうございます。

今後につきましては御説明あるかと思いますが、異議審を経た後、法定効力は最短で令和 6 年 12 月 29 日となります。効力発生する前まで、異議審が終わった後、しっかりと周知させていただいて、自動車小売業の最低賃金を知らないことがないよう、しっかりと周知して参りたいと思っております。

以上でございます。

(2) 今後の日程について

(部会長) 今、少しお話ありましたが、特定最低賃金の改正に関する今後の日程について、事務局より説明してください。

(室長) 本日の答申内容につきまして、本日より 15 日間公示し、異議の申出を受け付けます。異議の申出があった場合には、異議申立に係る審議会を開催する予定です。異議申立に係る審議会を開催する場合は、日程調整を行い、確定次第、審議会委員の皆様にご連絡申し上げます。

なお、異議の申出がなかった場合は、審議会の開催はなく、効力発生日は法定発効で最短で令和 6 年 12 月 29 日となります。

3 閉 会

(部会長) 専門部会委員の皆様には、御多忙のところ、労使協議が早く終わっていただいたので早く終われますが、3回来ていただいてありがとうございます。全会一致で結審しましたこと、心よりお礼申し上げます。

以上をもちまして専門部会を閉会とします。